



鳥取県公報

平成16年3月5日(金)
号外第18号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(10)(水産課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

- 1 移植を禁止する魚種にブルーギルを追加することとした。(第25条の2関係)
- 2 行政区域の変更に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第34条関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第10号

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(移植の禁止)</p> <p>第25条の2 <u>次に掲げる魚種(卵を含む。)</u>は、これを移植してはならない。</p> <p>(1) <u>ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)</u></p> <p>(2) <u>ブルーギル</u></p> <p>(河口附近における採捕の制限)</p> <p>第34条 次の表の第1欄に掲げる河川で、同表第2欄に掲げる区域においては、同表第3欄に掲げる漁具又は</p>	<p>(移植の禁止)</p> <p>第25条の2 <u>ブラックバス(卵を含む。)</u>は、これを移植してはならない。</p> <p>(河口附近における採捕の制限)</p> <p>第34条 次の表の第1欄に掲げる河川で、同表第2欄に掲げる区域においては、同表第3欄に掲げる漁具又は</p>

漁法により、それぞれ同表第4欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

河川の名称	区 域	禁止漁具 又は漁法	水産動物の 種類
略			
湖 山 川	鳥取市湖山町 東三丁目と同 市賀露町南一 丁目の境界線 から下流の区 域	手釣及び さお釣以 外の漁具 ・漁法	こい、ふな、 うなぎ又は わかさぎ

漁法により、それぞれ同表第4欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

河川の名称	区 域	禁止漁具 又は漁法	水産動物の 種類
略			
湖 山 川	鳥取市湖山町 と鳥取市賀露 町の境界線か ら下流の区域	手釣及び 竿釣以外 の漁具・ 漁法	こい、ふな、 うなぎ又は わかさぎ

附 則

この規則は、公布の日から施行する。